

木造住宅 耐震改修等 補助制度のご案内



小平市では地震に対する木造住宅の安全性の向上を図るため、耐震改修又は除却に要する費用の一部を補助しています。

予算には限りがあることから、ご利用される方はお早めにご相談ください。
なお、申請の受付期間は4月1日から10月末までを予定しています。

【令和7年度より、新耐震基準の木造住宅を耐震改修の補助対象住宅に追加しました。】

補助金の額

耐震改修の場合

耐震改修費用（消費税を除く。）の2分の1に相当する額で、上限120万円です。

耐震改修
費用

—

補 助 金

耐震改修費用の1/2
（上限120万円）

=

所有者負担

除却の場合

除却（解体）費用（消費税を除く。）の2分の1に相当する額で、上限50万円です。

除却
費用

—

補 助 金

除却費用の1/2
（上限50万円）

=

所有者負担

補助対象住宅

共通

次のすべての要件を満たしているものが対象となります。

- ☐ 現に居住の用に供している木造の住宅、共同住宅及び併用住宅
- ☐ 建築基準法その他の関係法令に明らかな違反が無いこと
- ☐ これまでにこの制度に基づく、補助金の交付を受けていないこと

耐震改修

- ☐ 平成12年5月31日以前に建てられたもの（他にも要件あり）
- ☐ 通常の耐震診断の結果、総合評点1.0未満の住宅を耐震改修により総合評点1.0以上にすること

除却

- ☐ 昭和56年5月31日以前に建てられたもの
- ☐ 通常の耐震診断の結果、総合評点1.0未満又は、簡易な耐震診断を実施した結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

補助対象者

補助対象者は、補助対象住宅を所有する個人です。（複数の個人が共有する場合を含む。）
なお、法人が所有している住宅は対象となりません。

耐震改修工事の工事監理

耐震改修を実施する際には、工事監理者を置いていただきます。
工事監理を行う機関は、耐震診断を実施した次のいずれかとなります。
☐ 社団法人東京都建築士事務所協会北部支部の会員である建築士事務所
☐ 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度に基づく耐震診断事務所



施工業者

耐震改修

耐震改修の施工業者は次のいずれかとなります。

- ☐ 建設業の許可を受けていること
- ☐ 東京都地域住宅生産者協議会が主催する木造住宅耐震講習会を受講していること



除却

除却の施工業者は次のいずれかとなります。

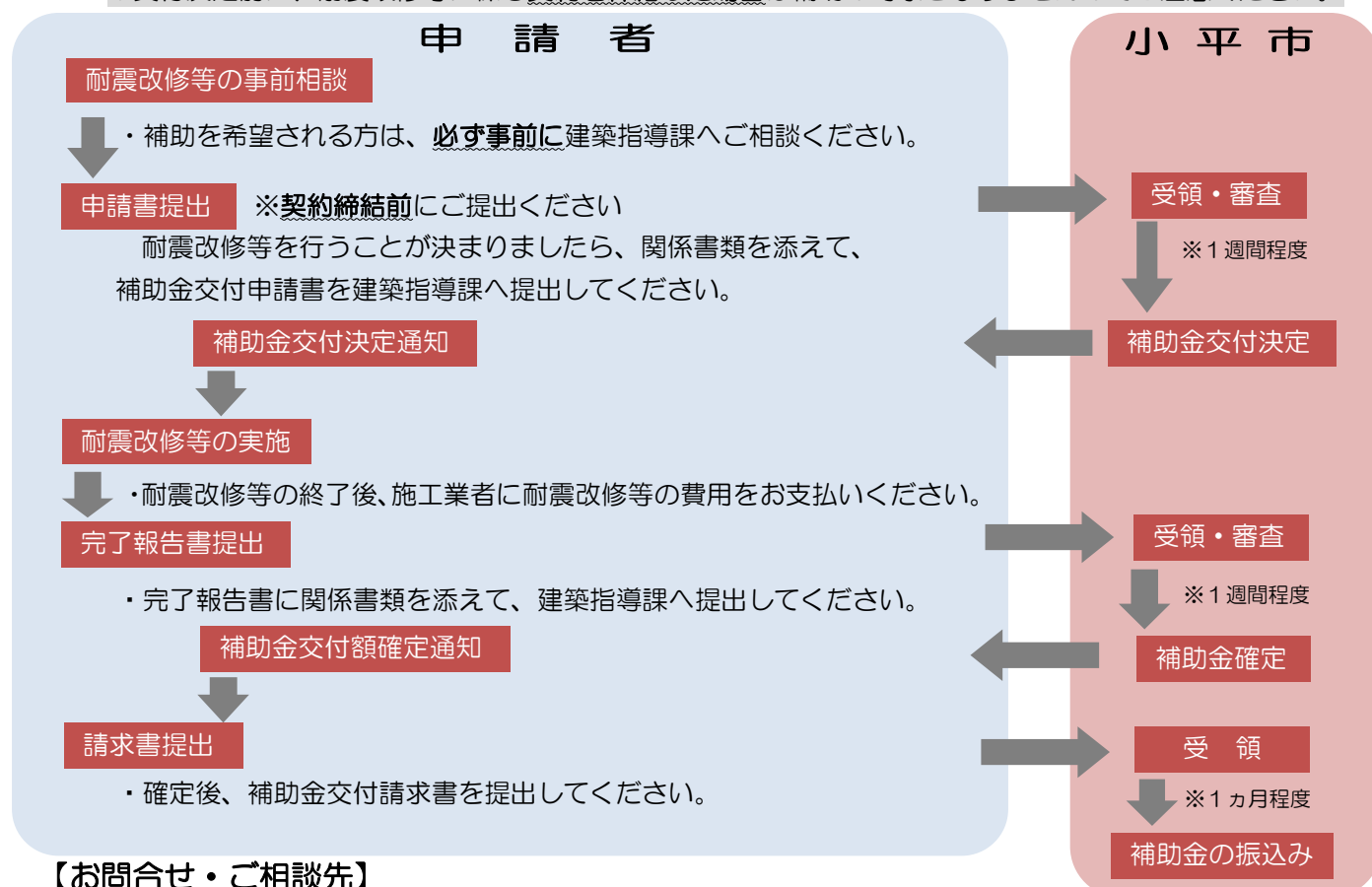
- ☐ 除却に係る建設業の許可を受けていること
- ☐ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 21 条第 1 項の登録を受けていること

その他

制度の詳細については、小平市建築指導課にてご確認ください。

耐震改修等補助の手続きの流れ

※交付決定前に、耐震改修等に係る契約を締結した場合は補助の対象となりませんのでご注意ください。



【お問合せ・ご相談先】

小平市 都市開発部 建築指導課（市役所4階）

〒187-8701 小平市小川町2-1333 Tel 042-312-1145

窓口にお越しの場合は、事前にお電話で日時を調整のうえお越しください。

令和7年4月1日更新